

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月15日提出  
霧島市長 前田 終 止

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年霧島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正により、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たに学校の種類として加えられたこと等に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。